

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 4 年 4 月 3 日 ( 火 )

杉 並 区 議 会

## 目 次

会派異動に伴う協議事項について .....	3
本会議のインターネット中継開始に伴う、傍聴者による映像配信希望への 対応について .....	4
一般質問通告について .....	5
「議会運営に関する新たなルール」の検証について .....	9
災害時の議員の対応について .....	14
その他	
(1) 政務調査費について .....	18

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年4月3日(火)		午前10時7分～午前11時11分	
場 所	第2委員会室			
出席理事 (6名)	理事	富本 卓	理事	井口 かづ子
	理事	島田 敏光	理事	小川 宗次郎
	理事	山田 耕平	理事	小松 久子
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長	藤本 なおや	副議長	横山 えみ
事務局職員	事務局 長	与島 正彦	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事	和久井 義久
	議長 担当 議担	野井 杉	庶務係 長 調査長 担当 書記	高橋 正美 小塩 尚広 上野 和貴
	係広係 法係 長報長 務長	野澤 雅己 井口 隆央 杉原 正朗		



(午前10時7分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《会派異動に伴う協議事項について》

富本理事 まずは会派異動に伴う協議事項について。岩田いくま議員から議会運営委員会委員の辞任届が提出され、また、杉並自民区政クラブから会派異動届が提出されたので、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。

まず、議会運営委員会の委員だが、1名辞任ということで欠員になった。一応この割り当てで計算し直しても、杉自から3名ということで変わらずという形になったので、杉自から1名選出となるが、いかがか。

富本理事 会派の異動があり、一応割当ての人数は変わらないということで、杉自の委員を入れかえるという形でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では早急に決めて、事務局にお知らせをするので、よろしくお願いします。

議会事務局次長 では、4月13日までをお願いをしたい。

富本理事 次回の理事会で個名を確定して、本会議で議長が指名した旨を報告するというのを段取りして進まなければいけないということで、よろしくお願いします。

なお、議席も考えなければならないが、関議員の件もあるので、当面臨時会ぐらいまではこの態勢でということの前から申し合わせをしているが、その点についてもよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、それもまたいろいろなときにお話をさせていただきたい。

それから、控室についてもよろしくお願いします。

議会事務局次長 会派控室については、現在1人会派の部屋の中に1部屋、倉庫として利用している部屋があるので、その部屋を活用して岩田議員にご使用いただくという方向で今調整をしている。電話の工事だとかインターネットの工事があるので、4月中旬を目途に調整をしているという状況。

富本理事 これは倉庫の関係、それから当事者の岩田議員含め、事務局と相談しながら適宜対応していただき、4月半ばぐらいを目途にということなので、ご了解願う。また決定したら連絡及び報告をお願いします。

では、この件についてはよろしいか。

《本会議のインターネット中継開始に伴う、傍聴者による映像配信希望への対応について》

富本理事 続いて、ずっと懸案となっていた、本会議のインターネット中継開始に伴う傍聴者によるユーストリーム利用の対応についてだが、この間ずっと話し合ってきた。途中からは、インターネットのライブ中継を今年度から実施されるということが決定をしたが、それを踏まえてもずっと議論が平行線であったので、このままずっと平行線でやっても仕方がないということで、私と事務局とで議論をして、事務局にたたき台をつくっていただいたのが資料2だが、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。

傍聴者への対応ということで、これまでの意見ということで、全会一致とはならないとか、ライブ中継をすれば傍聴者が配信を希望するケースは少なくなるとか、いろいろご意見をいただいている。

今、座長からお話があったように、事務局でたたき台の案を作成した。平成23年第3回定例会以降、動画配信の取り扱いについては一応議長の対応ということになっている。ただ、それ以降、動画配信の希望者は全くない。今後も動画配信の希望者がそれほど多くなるとは想定できないので、これまでどおり議長の対応としてはいかがかという案である。

まずは、傍聴者から動画の同時配信の希望があった場合には、区議会でライブ中継をしているので、それをごらんになって活用いただきたいということをご説明する。

富本理事 なるべく断るというイメージ。

議会事務局次長 これを見ればわかるわけなので、なるべくこれを使ってほしいということで話をする。それでもどうしても動画配信をしたいという傍聴者の方がいる場合には、誹謗中傷や特定の個人を撮るなど、そういったことをしないということを理解してもらった上で、議長もしくは委員長の判断で許可をする。

どういった点に注意してもらおうかということは、まず、動画配信する際には、その動画のID、使用目的、その方の連絡先を提出してもらおうとか、誹謗中傷等の書き込み、ユーストリームみたいな形で同時の書き込みはしないとか、議会としてふさわしくない書き込み、その他、今回も特定の方を集中的に撮られたというようなこともあったので、そういったことをしないといったことを確認いただく。事務局で画像等を確認して、ふさわしくない場合には撮影の中止、今後の撮影の禁止を含めてそういった措置、あと動画の削除を要請する。これからまたこういった傍聴者の対応では、新しいIT技術が開発されてくると考えられ、利用する技術も変わってくるので、規定をしないで、理事会

での申し合わせ事項として運用していくことでいかがかという案である。

富本理事 私としてはこれにプラスして、注意書きをちゃんと配ってほしい。注意書きをつくって、こういうことはしてはだめということを見て、了承した旨のサインもいただきたいと思う。

それから、希望があった、要するに動画配信をやりたいという人がいた場合は、幹事長なり委員には、そういう申し出があったということはちゃんと知らせてもらいたい。

それを踏まえた上で、いろいろな意見があり、ずっと放置をしていくのもどうかと思ってたたき台をつくったが、いかがか。小川理事は結構撮られていた立場もあるので、絶対だめだというご主張もあったと思うが、どうか。

小川理事 いつまで話していてもしょうがない、座長が言うとおりのので、この事務局案でとりあえず申し合わせ事項として運用していくということは特段否定するものではないので、よろしいと思う。

富本理事 あと、表現の自由を主張されていた小松理事はいかがか。

小松理事 結構だと思うが、ただ、一度持ち帰らせていただきたい。

富本理事 了解した。では、一応これをたたき台として、少しは前進したかなということでご理解いただければと思う。今私もプラスアルファを口頭で言ったが、もう少しこうしたほうがいいのかということがあれば言っていただきたいと思うし、いつまでも議題としてずっと載せておくわけにもいかないので、一応その点をご理解いただいて、次回の理事会に対応していただければと思うので、よろしく願いをする。

それでは、この件については以上。

#### 《一般質問通告について》

富本理事 順序を変えて、先に一般質問の通告の話について。

事務局のほうから、大分通告が遅くなって云々という話があり、いろいろ意見を伺ってきたが、これについて説明をお願いします。

議会事務局次長 資料3 質問通告に関する意見、改善点ということで5点ほど挙げている。

まず1番目が、質問通告の受付期間を前倒しする。聞き取り日を通告直後に決めず柔軟性を持たせるということ。2番目が、通告期日を1日早めるということ。あと、一般質問の初日を月曜日になるように日程をしたらどうかというご提案があった。3つ目、質問通告は慣例で行われてきているので、特に変更すべき事柄ではないと考える、激しく変化する今の時代ではどうしても締め切り直前になってしまうというご意見があった。4点目が、質問日に質問する内容によっては、その課題の当事者が傍聴できる日時を選

ぶことも必要だ、それを一概に順番にしてしまうということには反対という意見。あと、問題となっている、通告が早目に出てこなくなったのは、通告日の翌日に質問原稿を出さなければならないという手続になって以降ということだが、これは私も、大体は総務課長が差配している話なので、どういう状況なのか把握はしていないが、そういった意見があった。今のように質問項目がいつまでも出ないことは理事者も困るだろうと。5点目が、質問通告が最終日に集中しているのは、改選後からことしにかけて重要案件が集中しているからだという主張で、議会側においても調査検討すべきテーマが多くなり、議員の質問通告が遅れぎみになったのはいたし方ないことだろうということ、まずは検討すべき課題や議案等の発送や告示日の設定等、そういったことも変更すべきだろうという意見。質問通告の改善が求められるのであれば、質問に対する答弁の改善についても議論すべきというような指摘である。

以上。

富本理事 まず確認するが、総務のやり方が変わったというのはどうか。

議会事務局次長 私が管理職になってからは、十数年、それほど変わった記憶はない。翌日にできなければその翌日、いわゆる聞き取りをやるということもやっていたし、必ず翌日ということを取り扱っているということではないと考えている。

富本理事 私の印象だと、前よりはすぐに来てすぐに聞こうとしているという印象はあるが、小川理事はどうか。昔と比べて何か感じるころはあるか。

小川理事 いや、わからない。

議会事務局次長 ただ、昔と比べて人数が倍以上に増えているので、そういった意味では早目に日時を設定しなければという状況はあると思う。

富本理事 この総務のやり方云々というのは、意見を出している方の認識の違いがあるというのもある。

私も事務局とのたたき台の中で話をしたが、傍聴者の対応と言われても、これもどうなのかということもあり、気持ちはわかるが、なかなか大変だということで、現実問題は日程を前倒しするぐらいしか方法はない。

議会事務局次長 特定の時間に特定の方が質問をするという形で日程を事前に組むというのは相当難しい話。1番目の方が何分やって、答弁が何分というのは、実際に質問の内容が固まってみないとわからないので、それが午後になってくれば、30分、1時間のずれは出てくる可能性もある。だれが何時にやるということを決めるというのは相当難しい話。

となると、今座長が言ったように、締め切りを1日早めて、その間で答弁調整をする



というのが現実的かと思う。

富本理事 中にはいろいろ理由が書いてあったりして、結局今までどおりでいいという意見もあるが、もちろん今までどおりでも構わないが、さすがに私もいろいろ聞いているし、現実に見ていると、もう質問ができているのに出さないとか、それから、局長も区長部局の時に、勉強会が大分ずれ込んだりして相当きつくなって、この間の議会も5人しかできないとかできるとかそんなことになって、日程のバランスも悪くなっている。確かにいろいろな重要案件があってどうこうとかということはあるが、よく考えたほうがいいということでこの議題はテーマにされている。もちろん今のままで督促をして、もっと協力していただきたいというのも方法だが、それでは多分改善方は見込めない。これは新生議会になってからずっと言い続けている。1年近くたっても同じことの繰り返しなので、ちょっとここは知恵を絞るしかないというのが正直なところ。これらを見て何か意見はあるか。

締め切りはどうなっているのか。

議会事務局次長 初日の2日前が締め切りである。

富本理事 とりあえずはそれをもう1日前倒しするとか、そういうことしかない。そうすると、マイナス面もあるのでは。

議会事務局次長 告示の日に議案発送で、議案が皆さんのお手元に行くわけで、そこから議案を手にして具体的に質問を構成していくということになる。そうすると、議案を見てからの時間が減るという形になるので、質問作成側の日程がきつくなるということはあるかと思う。

富本理事 基本的には、議案については委員会付託になるので、一般質問は総括的なことしかできないという現実もある。別にそれを押しつけようとか、そういう気は全然ないが、変えるのであればそういうことが一番現実的なのかと。

あとは、枠をつくって、さっき言ったように順番で早い者勝ちで取っていくという方法もあるが、それをやると、再質をやる人とやらない人の並び順によっては全然時間も変わってしまうし、それから人数が確定をされているものでもないのに、事務局もはめ込むのが大変というか、枠をつくってという方法もなかなか現実的ではないということがある。あとは、告示の時期が今は1週間前だが、これをちょっと延ばしたらどうかというものもあった。

議会事務局次長 今はちょうど1週間前に告示をしている。それを1日また延ばすとなると、今度は議案を作成するほうが、特に1定の予算なんかは相当シビアな日程で組んでいるので、1日延びるだけでも厳しいということを知っているから、その辺また調整が

必要と考えている。

富本理事 何をしてもしろいろあるということだが、何か。

小松理事 この2番の を出したのは我が会派だが、一般質問の初日が月曜日になるようにというこれは、可能性はどうか。

富本理事 土日にゆっくりつくりたいと。

小松理事 はい、作文に時間をかけて。

議会事務局次長 一般質問の初日が月曜日になってしまうと、金曜日で締めになる。金曜日までにすべて解決してしまおうと。月曜日が一般質問開始。日程の組み方なので、できなくはないと思う。ただ、いろいろな日程上の都合もあって、必ず月曜日に持ってこられるかということ、難しいときもあるかもしれない。具体的に検討する必要がある。

富本理事 そうすると、勉強会を土日にやれということになるのか。

議会事務局長 現実的には土日という活用は、あるときには非常にこちら側も助かるということはあるが、近年イベントを含めて区の行事がさまざまある。そこには、区長部局だけではなくて、議員も参加するというようなイベントも多々あるので、その2日間で答弁検討会も含めてやれるかということ、やれるときもあればやれないときもあるということ、それが定例化されるのは非常にきついだらうという印象を持っている。

小松理事 では、勉強会を月曜日にやって、火曜日スタートというのはどうか。要するに週末が原稿書きに充てられれば随分いいと思うが。

議会事務局長 いずれにしても、そこに集中してくると、そこで対応できるかできないかという話になる。

富本理事 要は早く出してもらって、順番にベルトコンベア式に勉強会もしたということ。それが、要するに最初3人ぐらい出てあとずっと出ない、最後にどっと出されると、何曜日でも、結局いっぺんに来るのは変わらないというのが現実である。

議会事務局次長 一般質問の初日が月曜日だと、2日前なので、木、金が2日間あって、木曜日の5時が要するに質問通告の締めになる。どちらかということ、金曜日までに締めきって、火曜日初日のほうが可能性がある。

富本理事 あと何かあるか。別にきょう決めるということではないが、もし変更するのであれば、5月中ぐらいには決めておかないと。例えば日付を変えるとかいうことであれば、3定からになると思うが、一応5月中ぐらいに話を決めていかなければならない。

1つは、今までどおりにして、もう一度再度督促をお願いするという方法。あとは、今言うような曜日のことを考えてみる。それから通告、締切日等を早めたり、受付期間を前倒しする、そういうやり方をするぐらいしか方法はないというのが現実なのでは。

議会事務局長 この問題のすべての根幹にあるというか、要因になっているのは、結局のところ、本数がこれまでに比べて飛躍的に増えたというところがあって、それで日程は変わらない。

富本理事 1日増やした。

議会事務局長 1日増やしたが、1週間前の告示という中で日程はほぼ変わらない。社会環境もこの間いろいろなことが起こって、なかなか前後に動かしにくいという状況の中で、議会活動あるいは議員活動の一定の制約も保障しながら、どうやっていくかというところでいけば、まだ我々事務局としても、他自治体、少なくとも23区の中でどのような議会運営がされているか、このテーマに関しての調査不足のところも否めないのも、少し調べさせていただきたい。

富本理事 今、局長の話があったが、23区、ほかもあると思うので、ちょっとほかの議会の例も参考にしながら、実質の様子も聞きながら話を進めていきたい。

では、きょう決まる話でもないのも、この調査も見ていながら、確かに議員側のほうも、忙しいと言うのは簡単だが、それでいいのかというのを皆さんもよく考えていただいて、皆さんでいい知恵が出ればと思うので、よろしく願いをする。

#### 《「議会運営に関する新たなルール」の検証について》

富本理事 続いて、「議会運営に関する新たなルール」の検証についてで、これまでの、夏場に皆さんにご協力いただいた新ルールの紙を参考資料として改めて今お配りした。

ルールについての意見は。

議会事務局次長 一応会派持ち帰りとなっており、その中で前回までに出た意見をまとめたものがあるので、私のほうから1点ずつ説明をする。

まず、今まで意見が出たものとして、委員長が意見開陳をしたいときは、同一会派の議員が委員外議員として発言してはどうかという意見があった。これは、ある委員会で委員長が副委員長と3回席をかわってやられた。見た目も煩雑であり、実際委員長の公平公正性といったところで、そういった場で3回も意見を言うというのはいかがかという意見があり、それであれば、同じ会派の他の議員が出席をして意見を述べたらどうかという修正案である。

2点目としては、請願・陳情提出者への質疑についても委員外議員ができるようにしてはどうかと。今のルールでは、委員長に書面で依頼をして、委員外議員にかわって委員長が質疑することになっているが、直接委員外議員が質疑できるようにしてはいかがかという提案である。

3点目が、一般質問について、傍聴席に一般質問通告一覧はあるが、もう少し細かい内容を、質問する議員が作成して傍聴席で閲覧できるようにしてはどうか。要するに、私はこういうことを聞きますよというのを議員ごとに置くことができないかという提案である。

4点目が、委員会に同一会派の議員がいても委員外議員として発言できるようにできないかということで、会派の中でも考えが違うのではという趣旨なのかもしれないが、今は会派の委員がいない委員会に委員外議員として出席をするというルールになっている。それを、所属していてもできるようにしてほしいという意見。

あと、議員提出議案の提出の際に事務局の手伝いというお話もあった。これは事務局のほうの事務量の関係もあって、この辺は新たな課題ということで、事務局としては少し検討を要する難しい課題と思っている。

新たな提案として1つ出てきたのが、第1回定例会でも付託省略としたが、陳情・請願で委員会審査を経て、そこで意見書、決議を出すことを委員長、副委員長に案文を一任するというような形でやったものに関して、第4回定例会、第1回定例会と、もう1回同じ委員会に付託することを省略してきた。ただ、これが明文上の規定がないので、陳情付託を経て内容は審査をしているので、決議、意見書の案文のためだけの付託は省略してはいかがかという提案である。

説明は以上。

富本理事 五、六点あったが、まず、要は委員長が意見開陳したいときには委員長が席を交代してやっている例がここの1年あったが、毎回委員長が副委員長と職務を交代してやるということの煩雑さ、それから委員長の公平性の問題からもどうか。別に意見をやるなということではないので、委員外議員として今はできるようになって、それも委員長報告で報告もしている。だから、別にそういう形でやったほうがいいという意見があったということだが、これについてはいかがか。何かあるか。

山田理事 全部の案件について会派で相談してきたが、委員長が発言するという事自体は特に制限されるものではないということで、発言する場合も、副委員長に交代して今までどおりやればいいのかというのが会派としての意見。

富本理事 ということは、この提言は却下して、今までどおりでいいという意見か。

山田理事 はい。委員会に同一会派の委員がいても委員外議員として発言できるという4番目については、会派の委員の意味がなくなるから、これはやるべきではないということであった。

小川理事 1番の、委員長が意見開陳するときは同一会派の議員が委員外議員として発言

することはバツ。陳情提出者への質疑も委員外議員ができるようにならないかということとはバツで、その理由としては、議員というのは数として考えた場合、1人も5人も同じというような意味合いがあるのでバツ。一般質問の傍聴席にもう少し質問内容を閲覧できるという云々というものは、これは各議員の判断で傍聴席に置いてもいいのではないか。4番目、委員会に委員外議員として発言できるようにする、これは議論するところであり、いろいろと分かれたが、2と3の絡みもあるので、慎重にするべき。先ほど事務局のほうが言っていた、議員提出議案の手伝いというのは、これは事務局の状況によるので、私たちは何とも言えない。

質問だが、最後の新たな提案というのはイメージがわからない。

富本理事 要は、オリンピックの決議を、この間総財でやると決めた。それを本会議で決議することを決めた。

議会事務局次長 陳情の趣旨は決議をしてほしいという趣旨で、決議文については委員長、副委員長に一任をしている。その決議文はまた上程しなくてはいけない。そうすると、今のルールだと総財に振る。それは陳情審査の段階で実質的な審議は終わっているわけで、委員長にすべて一任しているから、その部分は付託省略でよろしいのではないかということ。それは明文の規定がなかったので、明文化したらどうかということである。

富本理事 この新たなルールに基づくと、もう1回付託して決議内容を審査することになるが、それはさすがに一度話し合っているので、そこは皆さんもご理解いただけると思うので、明文化して、その場合には付託省略にするという意味である。だから、この一番最後の提案は極めて合理的な提案なので、問題はないのではないか。

山田理事 その最後の付託省略について、うちは会派の意見を持ってきていないが合理的かと思う。

富本理事 そんなに問題のあることをやろうとしているわけではないので、ご理解いただきたい。

民社は、1番目は委員長がそのままやればいいという意味なのか。

小川理事 委員長が意見開陳したいと言っても、それはだめだということ。

富本理事 だから、要するにこの新しいルールのほうをとれということか。

小川理事 はい。

富本理事 委員長が交代して一々やるのはやめたほうがいいのかということ。委員長は委員長に専念して、委員長のかわりに例えば委員長の同じ会派の人が委員外議員として出てきて、うちの会派はこうだと言うべき。だから、この新しい提案を了とすることでよいか。2番は、やらないほうがいいのかということか。

小川理事 はい。

富本理事 ほかは会派で持ち帰って議論をされているか。

小松理事 全部の項目についてはではないが、おおむね提案に賛成。

山田理事 では、私も1つ1つ言っていく。

最初の1番は先ほど述べたとおり。2番目の、委員外議員が陳情提出者への質疑もできるようにしたらどうかというものは、ありかと。3番目の、一般質問の傍聴席に質問通告を、一覧はあるけれども、もう少し細かい内容についてというところでは、試験的に自分でつくって自分の責任でやるのであればオーケーかと。4番目は、先ほどの会派としての委員の意味がなくなるので、これはだめ。5番目の、事務局のお手伝いについては、していただけるとありがたいのではないかという話だが、事務局として厳しいというのであれば、それはしょうがない。6番目についてはまだちょっと、解釈が違ったので、会派の意見を持ってきていない。

富本理事 杉自の意見としては、1番は、うちも委員外議員がやったほうが良いと思う。委員長が日々交代するのは時間もかかる。

2番に関しては、これは……

議会事務局次長 要するに委員長がかわってやるわけで、口頭でやるわけにもいかないの  
で、委員長に書面を出して、委員長はそれを読んで質疑をする。

富本理事 これは直接やってくれという提案。これは私も別に変えなくていい。

それからあと、3番は、私も意味はよくわかるが、何でも自由にといい、これまた、個人で差が出るので、とんでもなく細かく全部渡している人もいるだろうし、だから、ある程度フォーマットはつくってやってもいいのかという気はする。それは別に傍聴席ではなくて、掲示板にも置いてもいいし、その辺はやってもいいのかという気はする。

4番は、私どもも、これは会派の意味がないので、もし意見が違った場合は本会議場で言えばいい。この前うちの会派もあったが、本会議場できちっと意見が違うんだということを使う場があるので、やったほうがいい。4番をマルにすると、同じ賛成でも、また賛成を上乘せして言ってくる可能性があるとか、反対でも。そうすると、悪意に解釈をすると、意見をたくさん言えるということになってしまうので、委員会の意味、それから会派の意味がない。

それから事務局の手伝いは、事務局は大変ということで理解はする。

6番に関しては、さっき言ったとおりで、合理的なことなのでオーケー。

公明からはなにかあるか。

島田理事 会派でやってないが、おおむね今の座長の意見とほぼ同じである。

富本理事 では、1番から確認していくと、1番は、共産党以外はこの提案でよいか。

島田理事 委員長のみがその委員会に出ているときのみということ。

富本理事 そういうことである。

島田理事 だからめったやたらに、ほかの委員がいるときには委員外議員は出られないということか。

富本理事 はい。委員長のみということ。これはネみよろしいか。

小松理事 と思うが。

富本理事 共産党以外は一応そういうことなので、ちょっとそこは共産党もよく……。

山田理事 今までうちが例えば委員長をとっていたときとかは、どんな形でやっていたのか。委員長も意見開陳とかしていたのか。

富本理事 いや、していない。

議会事務局次長 私の記憶では、聞いたことない。

島田理事 委員長のときは大体もう1人いる。

副議長 1人のときもあったが、してなかったと思う。

富本理事 1回、真々田元議員のときは交代して質問したことがあった。意見開陳ではなくて、どうしても質問したいことがあってしていたということがあったが、それぐらいで、ほとんどあとは、委員長のときは控えられていたのが現実だった。

それから2番、これも共産党、ネみもやったほうがいいという意見で、ちょっとここは割れているということ。

3番については、肯定的な意見も多いが、民社のところもまだちょっと、別に構わないけれどもどうなのかという感じが。うちと似たような感じなので、ちょっとここも積極的にという方と、やってもいいけれども、やり方はもう少し考えてもいい。

4番は、これはほぼ皆さん却下ということで、よろしいか。

小松理事 本会議でやればという話か。ちょっと持ち帰りたい。

富本理事 ただ、ネみ以外の方はこれは必要ないという意見で出そろっているが。

それから事務局の手伝いに関して、これはネみが出しているが。

小松理事 難しいか。

議会事務局次長 時間があればというところで、ネみが今までのような時間的にタイトなスケジュールで出されると、議会開会中で事務局もいろいろ仕事を抱えているので、そういう中ではちょっと難しい。ルーチンワークの中で、こういう議案を出すというような形で、当初の印刷物の中に含めるとか、そういったことは検討の余地があるかもしれないと思うが、突然、この議案を出したいので用意してほしいというのは厳しい。

富本理事 これはここで決めるというよりは、事務局との信頼関係の問題もあるので、それは今後の課題ということで。

議会事務局長 1点だけ。ある事務をお願いしたいと来た場合の事務局側の考え方だが、そこで終わることであればいいが、エンドレスに今後つながる可能性も含めて、事務局の仕事はどう見るかというときには、事務量算定をしながら定数と、きちっとそれで職員配置もされている。事務量算定の上で何人という配置をしているので、そこに影響を与えるというようなことであれば、区長部局、具体的には職員課定数とも相談しながらというような手続になってくる。あとは次長の日常の裁量の中で、今後に及ばないとかそういう中で円滑にできればということ。

富本理事 簡単に言えば、事務局も別に断ることを主眼に置いてやっているわけではないし、なるべく手伝いたいと思っても、そのときは議会中で事務局のほうも相当仕事量が多いので、ちょっと現実問題、厳しいと。だから、ここで引き受けるとなると、それはそれで負担にもなるし、その辺は臨機応変という言葉もあれかもしれないが、ご理解いただきたい。

それから、最後の提案に関しては基本的に了とすることだが、共産党は持ち帰りということなので、今大分議論の整理ができたし、賛否というのも大分変わったので、それをもとに、これを決めたら2定以降またそういう形になるので、これもある程度の時期に決めていきたいと思う。

それでは、これについても再度持ち帰るということでもよろしく願いをする。

#### 《災害時の議員の対応について》

富本理事 続いて、こちらも懸案となっていた災害時の議員の対応についてであるが、前回のたたき台である申し合わせを、これは議長と事務局で作成をしたものがあって、もう少し具体的な実践的なことをどうするのかという話があった。これについての説明をお願いします。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。

1枚目は案で、災害時における議員の役割に関する申し合わせだが、これは前回提示したものである。

1枚めくって、「災害時における議員の役割に関する申し合わせ」マニュアルということで、案を作成した。

特に具体的にという話だったので、安否確認については、場合分けをして示してある。電話、インターネットメールのほか、N T Tが提供する災害用伝言ダイヤルを活用



する、この3つでやっていったらどうかと思っている。電話は区役所代表電話と区議会事務局直通電話、こちらのほうにかけて安否をお伝えいただく。インターネットメールアドレスは、区議会のメールアドレスにお送りいただく。

災害用伝言ダイヤルは、NTTが提供している171というダイヤルを押して、今は家は半壊したが身体、生命に支障ないとか、そういったことを入れて安否確認をしていく。これを事務局が適宜聞いて、各議員の安否を確認するという形で考えている。操作方法については記載のとおりで、あと、NTTが提供しているチラシを別紙でつけてある。これが災害時には安否確認、家族なんかでも使えるようなものなので、これで安否確認をしたいといったところが今回提案の主である。

裏面、2番の全員協議会の設置であるが、これは皆さんにいろいろ情報提供をする必要があるということは認識している。ただ、大きな被災があって、区内における被災及び区の対応の状況等がある程度まとまった段階でないと、なかなか説明をするのも難しかりうと思っているので、そういった段階で報告することとしたいと考えている。

あと、各議員からの情報収集と伝達についても、個別に災害対策本部に連絡いただくと、なかなか煩雑になったりすることもあるので、一応各議員が地域において収集した情報については、区議会事務局に連絡し、区議会事務局で取りまとめた上で、1日1回とか、適宜本部に報告をする。これは情報によるが。ただし、人的救助等緊急を要する場合には議員が直接本部に連絡することとする。半壊した家に人が残されているとか、そういった場合には直接本部に連絡をしていただくといった形でどうか。

被災時の事務局の態勢だが、一応災害対策の中で、震度5強が来たら事務局の何人は参集するとか、そういう規定はあるが、実際に災害が起こったときにそれが来ているかどうか、実際に起きてみないとわからない部分もある。ただ、今の状況だと、区内在住者も結構いるので、それほど遅くない時間には参集はできる。もしできなければ、何らかの組織として事務局の事務をやらなくてはいけないので、そういった対応をしていくということになるうかと思っている。

富本理事　そういうことで、とりあえずできるのは安否確認をどうとれるかということで、実際には震災の状況等によって、全協をいつ開催するかどうかということは、現実問題起きてみなければわからないというようなところもあるので、とりあえずこれは考えを2つに分けたい。

1つは、例えば対外的に、どういう対応するのかということになると、とりあえず申し合わせをつくっているということで、この1枚目の書面、ここまではとりあえず確定をして、一応杉並区議会としてはこういう対応をするということを決めるということ。

うちはこれが全くなかったということは議長としても問題であるということで、これはきちっと固めておくべきということで、それがこれでいいのかということ。とりあえずそれが1つ。

実際に、では、この申し合わせの紙に基づいてどうするのかというのが、この安否確認以下の話になって、例えば具体的なマニュアル、こういうものを切り分けて考えていきたい。

それで、災害時における議員の役割に関する申し合わせについては、とりあえずここで案が出ているが、これでいいのか。ここに書いてあることは特に問題ないが、あとプラスして何か入れることがあるのか。私もぱっ見たが、あとは、消防団に入っている議員はどうか、ほかの区議会見ても、文言の形が違うだけで同じことが書いてあるのが現実なので、この申し合わせ自体はこれで確定してもいいとは思いますが、これについてはいかがか。もう1回持ち帰ったほうがいいか。

山田理事 うちは前回出されたものでオーケーである。

富本理事 ほかはどうか。では、申し合わせ自体は、とりあえずこれで確定をする。

現実問題として、安否確認の方法としては、とりあえずこの3つのどれかを使うということか。

それと、例えば局次長の携帯とか連絡先とか、そういうのは我々が知っておいたほうがいいのか。

議会事務局次長 提示するのは別に……。

富本理事 こういうのをもう少しちゃんとしたものを、紙でもいいから各議員に渡しておいて、そういう手順でやってほしいとかというようなことをやるとか、そういう実践的なマニュアルをつくったほうがいいのではないか。

議会事務局次長 特に安否確認については皆さんからご連絡をいただくということで、この申し合わせで決めているから、ここの電話番号に電話するとか、このメールアドレスであるとか、災害伝言ダイヤルの利用の仕方というものを各議員に配り、周知を図るといったことが必要かと。

島田理事 単独だとなくなってしまうので、小さい冊子になっている議員の住所録みたいなやつ、あれに入れればいいのか。

議会事務局次長 はい。冊子の中に。そのときに検討させていただく。

富本理事 あれは直通電話だけは一応書いてあるが、それにプラスしてこういうのも入れてもよい。

あと、実際起きた被害状況は本部に連絡するしかないのではないか。

議会事務局次長 実際本部も混乱している可能性もあり、今、直通電話があるが、直通電話は防災宿直の部屋にあるので、あそこにかけても防災宿直の人がとるだけなので、大規模な災害が起きたときにどう対応されるのかわからない面もあるので、電話がつながりにくいとかそういった事態も想定できるので、一応事務局でご連絡いただいたものは1日1回なり何なり報告をするということで今考えている。ただ、先ほど申し上げたように、緊急のものは直接本部にご連絡いただいたほうが早急な対応がとれると思うので、そちらのほうがいいと思う。

富本理事 私も水害のときにあった。全然連絡がとれないし、いろいろなことが起きる。私としては現場情報をきちっと知らせたほうが、そちらも全然現場情報が入らないと困るだろうからお知らせしようと思ったが、全然連絡がとれない。それからこの間の震災のときも、結局電話がつながらなくて、職員の人の携帯メールをたまたま知っていたので、そこへ連絡をしていた状況だったので、それぞれうまく使わなければ情報過多になったりバランスも悪くなる部分もある。情報をきちっと知るという上においては、議員が冷静にきちっと連絡をされればいい部分もあることはあるので。ただ、それぞれの震災救援所から行くことは行っているのか。

議会事務局次長 震災救援所が設置されて、その情報は適宜収集しているが、通信機器も災害用の通信機器を配備しているはずである。

富本理事 本来はそっちへ乗っけてもらって、そっちから例えば連絡をしてもらうというほうが集団としてはよい。議員が言うよりは、震災救援所のほうへ、これを本部へ連絡してほしいというふうに、そのルートに乗せたほうがいい。

議会事務局次長 通常ルートでいけば、災害の情報ルートというのが地域の震災救援所なり避難所にあるので、そこから本部のほうに流す。そこには専用回線が引かれている。ただ、個人的に区役所に電話かけても、区役所のほうも十何台電話を置いてはいるが、全区から入ってくるとかかりにくいという状況もあるので、そのときには事務局のほうでお預かりをして伝えるということもあっていいのではと思っている。

富本理事 全協等はちょっと日がたってからの話なのでよいが、多分起きてから一番混乱するのはそこだし、それは使いようによってはいい情報源になるかもしれないが、そこはまた切り分けて整理して、とりあえず島田理事からもさっき話があったが、安否確認の方法に関しては、議員名簿に入れるなど、皆さんにわかりやすい方法で、これだけは徹底して必ずやらしてもらわないと困るので、とりあえずそれはよろしく願いたい。

あと、何か災害に関して議員がどうすべきかということでほかにも提案があれば、またこの場でも議論していきたいと思うので、よろしく願います。

では、きょうはこの1枚目の上の紙の確定と、それから安否確認についての方法を確認して、それをわかりやすい形で議員にも情報提供して徹底を促すということでご理解をいただきたい。

## 《その他》

### (1) 政務調査費について

富本理事 続いて、その他である。

議会事務局次長 政務調査費だが、まず、24年度の第1・四半期の支給については、4月10日火曜日を予定している。

あと、23年度の収支報告書の最終提出期限が4月6日、今週金曜日である。

富本理事 状況はどうか。

議会事務局次長 これまで2回審査期限があったが、それに提出していない方が10名いた。

これはうちのほうで審査して、監査がまた監査をするという形になるので、そういった関係からもできるだけ早目に出していただき、公開を迎えたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

富本理事 これは毎年のことだが、きちっとしていただきたいと思うので、よろしくお願ひをする。

政務調査費については以上。

一応本日の予定していた議題は以上だが、ほかに何かあるか。

小松理事 2点ある。

1つは、事務局へのお願ひだが、可能かどうかちょっと伺いたいが、今、議会図書室の図書検索ができない。リストもない。

調査担当係長 リストはある。目録があるので、それでは検索できるが紙である。データはない。

富本理事 あいうえお順なのか。

調査担当係長 あいうえお順というか、一応図書の分類表に従ったものを用意してある。

小松理事 どこにあるのか。

調査担当係長 事務局と図書室の中にある。

富本理事 では、それはちょっと確認していただきたい。

小松理事 あと新刊本が出たときのお知らせ、議員1人1人に以前何回かポスティングしていただいたことがあった。

富本理事 それは掲示板にでも張ってもらえばいいのではないか。

小松理事 掲示板に張っていただければ結構。それとあと月刊誌については、例えば「ガバナンス」なんかは、大ざっぱなものでもいいので見出しが出ているといいと思う。ちょっとそのあたり改善をお願いできないか。あともう1点は議長にお願いだが、清掃一組議会の資料などを配付いただければ、コピーしたものなどを。

議長 事務局にストックがある。局長会で同じものをやった。

議会事務局次長 どの資料がという具体的なものがあれば。

富本理事 コピーと言っても、膨大な量である。見たいときに見て、これはコピーしたいというのは構わないのではないか。

議会事務局次長 その場合はコピーする。

議長 直接一組のほうにお願いしてもいいのではないか。

富本理事 構わないと思うが、資料の数が多い。

小松理事 以前は、富本理事とか今井前議員が議長のときなど、時々いただいた。

富本理事 僕は当時の幹事長会で、1人で出ているだけだから、一応説明はしていた。

小松理事 では議会事務局に……。

議会事務局次長 資料は預かっているんで、それを見て必要な部分をコピーするのは可能。

富本理事 毎回全部コピーするのは結構大変なので、それは必要なものだけのほうがいい。

小松理事 了解した。では、広域連合の資料だとかも。

富本理事 後期高齢者は、23区で1人1人出ているわけではないから、あれは広域連合の事務局に聞くしかない。

小松理事 了解した。

富本理事 そこは整理して、そういうことで確認しておく。では、以上2点でよろしいか。

小松理事 はい。

富本理事 では、今2点あったので、そこは適宜対応をお願いします。

ほかに何かあるか。

それでは、本日の理事会を閉会する。

(午前11時11分 閉会)